

【論 説】

幕末薩摩藩精忠組の 突出脱藩計画にみる忠誠観

工 藤 憲一郎

目 次

はじめに

1. 突出脱藩計画前史
2. 突出脱藩計画における忠誠上の目的意識
3. 突出脱藩の趣意とその論理構造
 - (1) 勤王行動としての正当化
 - (2) 島津家への忠誠行動としての突出脱藩
 - (3) 諫争としての側面と藩屏概念
4. 藩屏概念と精忠組のアイデンティティー認識

むすび

はじめに

本稿で題材とするところの精忠組（誠忠組とも表記する）は、幕末の薩摩藩において尊王攘夷を標榜する一部の中級・下級藩士により結成された有志集団として知られる。その主要な成員には西郷隆盛（1827～77）や大久保利通（1830～78）などがおり、ほかにも幕末・明治に活躍する多くの人物が成員としてその名を連ねていた¹⁾。精忠組の成員がいかなる思想を抱いていたのかを探ることは、明治維新という日本史上の一大社会変革について考えるうえでも、寄与するところが大きいと思われる。

精忠組が結成された契機は、彼らが安政5年（1858）から7年にかけて数次にわたり集団での脱藩を企図したことにある。とくに精忠組は安政6年以後、水戸藩の同志と連携して大老井伊直弼をはじめとした幕府要人などを排

幕末薩摩藩精忠組の突出脱藩計画にみる忠誠観（工藤）

除するべく、一致結束して脱藩し武装蜂起する計画を進めた。井伊大老は安政5年に勅許を得ることなくアメリカとのあいだの通商条約を締結し（その後、オランダ・ロシア・イギリス・フランスとも順次締結する）、それを非難する大名、公卿、志士などに対しては徹底した弾圧をもって応じており（いわゆる安政の大獄）、水戸・薩摩両藩の有志はそのような井伊大老の執政のあり方に強い反感を抱いていた。結果的に、この精忠組による突出脱藩計画は未遂に終わったが、上記の経緯により、安政7年（万延元年）3月の江戸城桜田門外における井伊大老要撃には、水戸藩の浪士に加えて、精忠組の成員であった有村雄助（1833～60）・次左衛門（1838～60）兄弟が参加することになった²⁾。

江戸時代の武士社会における通念では、脱藩という行為は藩（主家）への反逆を意味した。詳細は本論で述べるが、精忠組一同の判断においては、井伊大老排撃の理由はその執政における天皇に対しての「不忠」にあった。ゆえに井伊大老の排除をはかる精忠組の行動計画については、それが勤王という意図に基づくものであった——換言すれば、そこに天皇への忠誠という意義付けがあった——ことを理解するのは比較的容易である。しかし、その一方で、精忠組の成員は皆、藩に仕える武士（島津家家臣）であったことを念頭に置くと、脱藩という行為を伴う行動計画について、藩（島津家）への忠誠という観点から、本人たちがいかなる認識を抱いていたのかが問題となろう。

精忠組の突出脱藩計画をめぐる政治過程については、佐々木克氏により詳細に解明されており³⁾、また、大老要撃にかかわった水戸藩の尊攘激派の思想に関しては、鈴木暎一氏や本郷隆盛氏の研究⁴⁾があるが、突出脱藩を企図した誠忠組一同がいかなる思想（とくに忠誠観）を有していたのかについては、管見の限り専論と言えるものはなく、いくつかの関連研究のなかで論及されているに過ぎない。

池田清氏は、精忠組が突出脱藩を準備するなかでその趣意を述べるために作成した藩主への上申書案の内容から、突出脱藩の意図には藩主に対しての

「諫争」という要素があったことを指摘し⁵⁾、精忠組の意識のなかでは「藩士」としての分限を守るべしとする静態的忠誠と、非常事態には分を超えて働くべしとするダイナミックな忠誠とが激しく相剋していた⁶⁾と述べる。同氏は、丸山眞男氏の所説⁷⁾を援用し、精忠組の「ダイナミックな忠誠」が彼らに突出脱藩を企図させる動因となったことを示唆しているが、突出脱藩の趣意の論理構造を精緻に解析しているとは言えず、藩主への諫争という意図があったにせよ、なぜ精忠組が脱藩という方法によらなければならなかったのか、という点は判然としない。また池田敬正氏も、精忠組が企図した「脱藩に、藩権力否定の意味は全くみられなかった⁸⁾」と述べているが、藩権力を担保している秩序規範からの逸脱行為である脱藩を企図しながらも、その権力自体については否定しないという、精忠組の行動と意識のあいだに見られるギャップがいかにしたら論理的に整合するのかについては、同氏は詳述していない。

結論を先に言えば、筆者は上の両氏の見解に基本的には同意するものであるが、一方で近年、平良聡弘氏は、誠忠組が前藩主島津斉彬（安政5年に死去）の「遺志」の遵奉を突出脱藩の主要な理由としていたことをもって、「薩摩藩島津家に対する忠誠よりも、斉彬の「遺志」を体現しようという強烈な自覚が優越していた⁹⁾」と評しており、藩への忠誠と突出脱藩の意図（斉彬の「遺志」の遵奉）とを対立の構図に置いて、両者は相容れることのないものと捉えている。このように誠忠組の突出脱藩計画の忠誠上の意義（とくに藩に対してのそれ）については、いまだに評価が一定していない。

以上の研究状況を踏まえて本稿では、精忠組成員によって突出脱藩の趣意が記された3点の文書を主たる素材とし、その趣意の論理構造を解明することを通して、精忠組一同の忠誠観について検討する。この作業は自ずと、彼ら精忠組が自らを政治的・社会的存在としていかに規定していたのか——すなわち彼ら自身のアイデンティティーについての認識——を明らかにすることになるであろう。また、そのことは同時に、彼らが忠誠を尽くすべき藩（島津家）の存在意義に関しての誠忠組一同の認識をも明らかにするであろう

幕末薩摩藩精忠組の突出脱藩計画にみる忠誠観（工藤）

う。なお、本稿の主題について、筆者はかつて論考¹⁰⁾を発表したことがある。本稿は、この旧稿の主旨を踏襲しつつも、主たる史料の点数を増やしてより一層の充実化を図ったうえで、論点の再整理を行いながら、旧稿を全面的に改稿したものになることを、ここに付記する。

1. 突出脱藩計画前史

本節では、精忠組が突出脱藩を図るに至った経緯を概観する。

薩摩藩では嘉永期に、藩主島津斉興の後継の座をめぐる、斉興の長子斉彬と第5子忠教（後の久光。以下久光と表記）とをそれぞれ擁立する党派が抗争する内訌（お由羅騒動）が発生したが、その本質は斉興と斉彬の父子間の対立であった。詳細については割愛するが、内訌は嘉永2年（1849）から3年にかけて斉彬派から多くの処分者を出した後、幕府の介入により同4年に斉興が退隠し、それにかかわって斉彬が襲封することで収拾された¹¹⁾。後に誠忠組の成員となる者たちは内訌に直接関与してはいなかったが、彼らは系譜的に斉彬派の流れを汲んでいた。

藩主となった島津斉彬は、嘉永6年のペリー来航以降、開国の是非をめぐる日本の対外方針が大きく動揺するなかにあって、病弱で嗣子のなかった將軍徳川家定の継嗣問題に積極的に関与し、前水戸藩主徳川斉昭の実子で一橋家（徳川三卿の1つ）を継承していた徳川慶喜を將軍継嗣候補として支持した。斉彬は安政4年（1857）12月、アメリカとの通商条約交渉に関する幕府からの諮問に対して、諸外国との通商を容認するべきと答申し、日本国内に「外夷入込候様成行候へば、人心を致固結候儀専要にて、（中略）是迄世子不被為在、人心不安に奉存候折柄故、少も早く御養君御治定被仰出候者、上下一同人心安堵仕、皇国の御鎮護も弥根深に相成可申」という考えのもと、「御血筋御近き御方当然の御事には御座候得共、斯る御時節に御座候得ば、少も御年増の御方、天下人心の固めにも可相成」との理由から、慶喜は「御器量御年輩旁人望にも御叶可被成」として、もう一人の有力候補で將軍の従

弟でもあった紀州藩主徳川慶福（後の家茂。当時満 11 歳）ではなく、慶喜（満 20 歳）を支持する自らの意向を公式に表明した¹²⁾。

将軍継嗣問題は、条約調印の勅許奏請をめぐる政局とも絡み、京都朝廷をも巻き込むものへと発展したが、安政 5 年 4 月に井伊直弼が大老に就任し、将軍継嗣は徳川慶福に決定される。勅許を得ることなく同年 6 月に日米修好通商条約が調印されると、徳川斉昭など一橋派大名は井伊大老を糾弾する挙動に出たが、かえって 7 月に幕府から謹慎などの処分を受けることになった¹³⁾。一橋派の勢力が後退するなか、7 月 6 日に将軍家定が死去、そして 16 日には島津斉彬が国許において病没する（享年 50）。

8 月、幕府による無断の条約調印を遺憾とする内容の勅諭が、異例の措置として幕府だけでなく密かに水戸藩へも下されると（戊午の密勅）、翌 9 月から幕府当局は密勅降下にかかわった志士などの逮捕を始める。斉彬の股肱の臣として江戸・京都での周旋活動に携わっていた西郷吉兵衛（隆永、後の隆盛。以下隆盛と表記）は、島津氏と姻戚関係にある左大臣近衛忠熙の意を体して、新藩主島津忠徳（後の茂久、忠義。島津久光の長子）の後見人となる島津斉興に対し、京都守衛のため藩兵を動員するよう働きかける¹⁴⁾とともに、条約調印の弁明のために上京する老中間部詮勝が、仮に「暴発」した場合は、「義兵」を挙げて対抗しようと考えていた¹⁵⁾。また西郷は、大獄の開始を受けて、水戸藩への密勅降下に関与した僧月照の保護を図ったが、斉興指導下の藩政府は、月照の藩地への受け入れを拒絶した（11 月 16 日、西郷と月照は鹿児島湾に投身し、月照は死亡、西郷のみ蘇生する）。このような斉彬没後の藩政府の消極的姿勢に対する失望が、精忠組に突出脱藩という独自行動を決意させる要因となったことは、次節で確認する。

2. 突出脱藩計画における忠誠上の目的意識

精忠組は安政 5 年（1858）末から 6 年初めにかけて、突出脱藩を企図し、その準備を進めた¹⁶⁾。独自行動の理由について、西郷は肥後熊本藩の長岡

幕末薩摩藩精忠組の突出脱藩計画にみる忠誠観（工藤）

監物へ「弊国の義如何にも残念の至に御座候得共、都て瓦解仕込も人数など差出候儀不相調間、同志の者共申合、突出仕る外無御座決心仕居候」¹⁷⁾と知らせている。藩情が「瓦解」し、藩兵の動員が期待できなくなったことが、精忠組に突出脱藩を決意させたのであった。藩情の「瓦解」とは、上述のような斉彬没後の形勢変化を指しているのであろう。月照の一件の後、藩から奄美大島での潜居を命じられた西郷は、薩摩本国を離れるのを前にして、大久保正助（利濟、後の利通。以下利通と表記）に対し、突出脱藩決行の条件として、肥後・越前・筑前・因州・長州などの他藩との連携をあげており¹⁸⁾、結果的にその見込みが消えたことから、計画は頓挫する。

薩摩藩兵の動員に代わる行動計画であった精忠組の突出脱藩とは、いかなる忠誠上の目的意識に基づくものであったのか？ 大島へ渡る西郷は、大久保に「数ならずも先君公の朝廷御尊奉の御志親く奉承知、如何にもして天朝の御為めに不可忍の儀も相忍び、道の絶はて候迄は可尽の愚存に御座候」¹⁹⁾と自らの意志を明らかにしている。斉彬の側近にあって、その「朝廷御尊奉の御志」を直接知る立場にあった西郷は、同志とともに突出脱藩を企画するにあたり、「天朝の御為め」に尽力するという目的意識を抱いていたことがわかる。

また、西郷は脱藩決行のタイミングの重要性について触れ、機会が訪れたにもかかわらず、「其節遅疑仕候儀は忠義の人に非候」と述べるが、タイミングをはからずに「只々死を遂さへいたし候得ば忠臣と心得候儀、甚以て悪敷御座候」とも語っている²⁰⁾。では、この「忠義の人」「忠臣」の意味内容とは、いかなるものなのか？ その忠誠対象は「天朝」に限定されるのか？あるいは藩（島津家）もそのなかに含まれるのであろうか？

西郷は大久保から、精忠組の主要成員で、主として江戸での周旋活動に当たっていた堀仲左衛門（後の伊地知貞馨。1826～87）が、仮に幕吏によって捕らえられた場合の対処法について問われると、「憤激」して「無謀の大難」を招くようなことはせず、慎重に対処するよう答え、「大小の弁別」が重要であるとして²¹⁾、次のように説く。

堀も何為に奔走仕候哉。其心志を御取可被下、死を決して天朝の御為に
尽すに非ずや。左候得ば其志を受候こそ盟中の盟たる大本と相考申候。
余り屈辱ケ間敷御座候得共、楠公の正行を帰たるは子々孫々迄も朝廷の
御為に忠義を遺したるの儀の大親切、後世迄も仰慕所、其節正行も共に
戦死仕候はゞ大孝子にて御座候哉。遺訓を守て節忠を尽し候所、不論し
て明なり。能々御勘考可被下候。千騎が一騎に成候迄も、我党の忠節を
尽し候所、肝要に奉存候²²⁾。

西郷によれば、堀は「天朝の御為」に奔走していた。その意志を理解して
行動しなければならぬとして、西郷は『太平記』の故事（いわゆる「桜井
の訣別」²³⁾）を引く。湊川の合戦を前にして、あえて子の楠正行を帰らせ、「子々
孫々迄も朝廷の御為に忠義を遺し」た楠正成（湊川で討死）と、勝ち目のな
い戦いで徒死することなく、父の「遺訓を守て節忠を尽し」た正行とを例に
あげて、堀を前者に、その他の精忠組成員を後者になぞらえる。

上の比喩から判明するのは、西郷の認識では、突出脱藩計画における第一
義的な忠誠対象は、あくまでも「天朝」「朝廷」であったということである。
ここには忠誠対象としての藩についての言及はない。西郷をはじめとする精
忠組一同にとって、藩とはいかなる存在であったのか？ 藩への忠誠という
点について、彼らはいかに考えていたのか？ これらの疑問については次節
で検討したい。

3. 突出脱藩の趣意とその論理構造

(1) 勤王行動としての正当化

精忠組の突出脱藩計画は、一度頓挫した後、水戸藩の尊攘激派との連携の
もとに再始動する。安政6年（1859）3月に精忠組の高崎猪太郎（友愛、後
の五六。1836～96）が水戸を訪れて、同藩の高橋多一郎などに対して提携
を打診した²⁴⁾ ことが、両藩有志連携の契機になったと考えられる。同年8

幕末薩摩藩精忠組の突出脱藩計画にみる忠誠観（工藤）

月以降、水戸側の主導で井伊大老要撃が具体的に企図されると、精忠組は突出脱藩の準備を進め、在江戸と在藩のそれぞれの成員によって突出趣意書が作成された。しかし、水戸藩の内部事情により要撃計画は遅滞し、精忠組の脱藩計画は一時中断する²⁵⁾。

以下では、在江戸の精忠組成員により作成された「田中直之進等義拳ノ趣意書草案」（史料1、安政6年8月頃作成か）、在藩の大久保利通が起草した藩主への上申書案（史料2、同年9月頃作成か）、在藩の有馬新七（1825～62）の「某氏へ贈るべき書翰案文」（史料3、同年同月頃作成か）の3点の文書の記述内容から、突出脱藩の論理構造を明らかにしたい。まずは、突出脱藩は勤王を目的とした行動であるという、精忠組自身による意義付けについて、あらためて確認することから始める。

井伊大老などを排撃する事情について、史料1が述べている内容を一部原文を交えて訳出すると、次のようになる。

先年の横浜でのアメリカとの応接以来、「公辺」（幕府）が「交易和議」を決めたため、「夷人狂暴之振舞」が激しくなり、「主上」（天皇）が憂慮して、「関東」（幕府）へしばしば「被仰下候趣」があったと聞いているが、「関東之有司方」は少しも採用せず、さらに「前大樹公」（徳川家定）が死去すると、「為本朝被抽御忠節候各諸侯方」を「御幽囚或御隠居之御処置」に付し、京都においても「主上御手足之公卿方」を「御幽囚」同然にして、（天皇の）「御羽翼」を「奉殺」るやり方は、「臣子之分」として「誠ニ不屈之始末」である。「当大樹公」（徳川家茂）は幼年のため、これらの処置は「大樹公」の考えではなく、「有司両三人」の意向によるものであることは間違いない。「異狄之患」が目前に迫っている時に、このような始末では、行く先はどうなってしまうのか。「主上」の苦心を察すると「血涙歎息之至」である。さらに当年、「征夷」（幕府）が命じた「異館等」の建設や饗応などは「美善」を尽くし、「邪教寺」の建立まで許したと聞いており、このままでは2、3年もせずに「夷狄之正

朔を奉公]するようになることは疑いない。このような窮地にあつては、「本朝」に生を享けた者は、「匹夫匹婦之賤」に至るまで、安んじて寝食することはできないものとする²⁶⁾。

以上から、井伊大老などの排撃の理由は、彼らが「臣子之分」として「誠ニ不届之始末」をしたという点と、彼らの政策判断により日本が「夷狄之正朔」を奉ずることになる（属国化する）かもしれないという点にあったことがわかる。大老排除の正当性は、尊王論および対外的危機感に基因した攘夷論に依拠していた。これは、次にみる史料2においても同様であり、また史料1において、井伊らとは対照的に「本朝」のために「御忠節」を尽くしたとされている「各諸侯方」についても、史料2では、島津斉彬の位置付けも含めて、具体的に説明されている。上と同様に該当箇所を適宜訳出すれば、次のようになる。

近年「外寇」に侵されて「開闢以来未曾有之瑾瑕（瑕瑾）」を受けることになり、「偏ニ被悩叡慮不被為安御儀」であるが、「幕役姦威ヲ逞し（中略）自儘之取計」をした。「勤王水府老公（徳川斉昭）ハ勿論、順聖院様（島津斉彬）奉初、越前侯（松平慶永）・尾張侯（徳川慶恕、後の慶勝）其外御結合相成」って、「外ヲ禦ニハ内ヲ治ニ如カス」と考え、「是非仁心仁聞ある御方」を將軍継嗣に立てて改革を行い、「風俗一新十分内ヲ堅シ」て「外夷ニ及」ぼすことで、「醜虜ヲ恐伏セシムル」との「遠略」をもって、「才徳有名人望（焼損）年輩彼是其器ニ堪」えうる人物として、「一橋侯」（徳川慶喜）を継嗣に立てたいという「御趣意」であった²⁷⁾。

史料2によれば、一橋派諸侯による慶喜の將軍継嗣擁立運動は、彼らの「勤王」を具現したものであることになる。それに対して「幕役」は、天皇の意思に反して「姦威」をほしいままにする存在とされる。史料2は続けて、次期將軍が「英明之御方」では、「姦賊等」は「我意ヲ振ひ政権ヲ専にする不

幕末薩摩藩精忠組の突出脱藩計画にみる忠誠観（工藤）

相叶候」ため、「幼君」を押し立てるという「姦計」に及んだ²⁸⁾、と説いており、井伊大老らは、斉彬ら一橋派諸侯の「勤王」の「御趣意」を挫いた「姦賊等」と位置付けられている。また、史料の焼損のため、必ずしも判然としないが、「姦賊等」は「外夷仮条約」（アメリカなどとの通商条約）の処置についても、「人心之居合国家之重事ニ付、三家已下諸大名」の意見を聞きたいとの勅旨に「奉背」った²⁹⁾と、精忠組は認識していた。

上記の事情をもって、精忠組は「姦賊等」の排撃の理由としているのであるが、その排撃は安政7年（万延元年、1860）3月の井伊大老の暗殺として結実する。では、精忠組は突出脱藩の具体的な目的については、はたして何と言っているのか？ その点に関して史料1は次のように述べる。

此節水戸前中納言様（徳川斉昭）江御内々京師より被仰下候趣有之、極密越前・仙台・因州・長州杯江御引合相成、為本朝乱幕政奉悩叡慮侯有司一兩人御討伐之御策相定、私共江も内々水戸家より被仰下趣御座候付、水戸先手ニ加り、為朝廷奉尽微忠筋ニ決心仕、今日出立仕候³⁰⁾

実際に大老要撃に参加したのは、前述のように水戸浪士および精忠組の有村兄弟であったが、史料1によれば、事前の計画段階においては、より広範な横断的結合があったようである（本稿の主題から逸れるとともに、紙幅の関係もあるため、その実態については追究しない）。水戸藩が中心となって、「本朝」のために、「幕政」を乱し「叡慮」を悩ませた「有司一兩人」を「御討伐」することが決まり、精忠組も水戸の先手に加わって、「朝廷」のために「微忠」を尽くすと決心したので、彼らは「出立」と言う。すなわち精忠組の突出脱藩計画の具体的な目的は、「有司一兩人御討伐」に参画することであり、それは朝廷に対しての忠誠義務を果たすことを意味した。藩への反逆に当たる脱藩計画について、それを勤王のための行動計画とすることで、正当化しているわけである。

では、その討伐の対象である「有司一兩人」とは、実際に要撃されること

幕末薩摩藩精忠組の突出脱藩計画にみる忠誠観（工藤）

になった大老井伊直弼のほかに、いかなる人物が想定されていたのか？ 史料2は次のように言う。

前中納言殿（徳川斉昭）初、松平大膳大夫（長州藩主毛利慶親、後の敬親）・松平相模守（因州藩主池田慶徳）・松平土佐守（土佐藩主山内豊範）侯伯被牒合被遂奏聞奉戴、賊井伊掃部頭・間部下總守・水野土佐守等被及追討候、江戸表盟中堀仲左衛門江水戸より引合有之³¹⁾

これによれば、「追討」するべき「賊」は、井伊大老のほかに、京都において大獄の指揮に当たった老中間部詮勝、徳川家茂の將軍継嗣擁立において中心的役割を果たした紀州藩付家老水野忠央などであった。また、史料3は次のように言っている。

此節東国は仙台・水戸・土浦を始め、北国には越前、中国には因州・長州、九州には黒田侯・肥後長岡党等を初め、天下有志の大小名等、皆一同謀し合せ、東西一時に勃興、彼の姦賊井伊・間部・酒井等を討取り、朝廷の御宸慮を奉靖の忠略致一決候ての上にて、右時宜（突出脱藩のこと）に相及候³²⁾

ここでは、井伊・間部に加えて、間部と同じく大獄を指揮した京都所司代酒井忠義が「姦賊」としてあげられている。この「姦賊」の「討伐」計画は、水戸・薩摩両藩の有志の連携のもとに進められ、結果的に井伊大老1名のみの方撃で終わることになったが、計画当初においては、井伊政権を支えた複数の幕府要人などが排除の対象であったことがわかる。

(2) 島津家への忠誠行動としての突出脱藩

前項でみたように、精忠組は彼ら自身が企図する突出脱藩を、天皇の逆賊を排除するという目的を持った、勤王のための行動であると意義付けること

幕末薩摩藩精忠組の突出脱藩計画にみる忠誠観（工藤）

で正当化していた。しかしながら、脱藩という行為が、藩体制を支える秩序規範からは逸脱する性格を有するものである以上、精忠組一同が、島津家に仕える家臣として、主家（藩）への忠誠という観点から、自らの突出脱藩をいかに捉えていたのかが問題となるであろう。勤王という行動目的が、即、藩への忠誠義務を無効化させたのかということ、実際はそうではなく、当事者であった精忠組自身も、この忠誠上の課題については、明確に認識していた。そのことを示しているのが、次に引用する史料2の冒頭部分である。

私共事今般奉犯御大禁、為可奉救天朝之御危急、一同不待国命、今晚王地ヲ志シ発足仕候、実ニ不敬之罪不堪恐懼候得共、（中略）倒行逆施之挙動毫髪無之候³³⁾

ここでは、「天朝之御危急」を救うために、「国命」（藩命）を待たず、「王地」に向けて「発足」と語っているが、それはまた、藩に対する「不敬之罪」に当たり、恐懼に堪えないとも述べている。ここからわかるのは、たとえ「天朝」のためであっても、藩命のない無断出奔（脱藩）という行為は、藩の「御大禁」を犯すものであり、「不敬之罪」に相当するという自覚が、精忠組一同の意識のなかにあったということである。ただし、続けて「倒行逆施」（道理に逆らって事を為す、という意）の挙動は少しもないとも断わっており、精忠組による突出脱藩が、必ずしも藩への忠誠に反するわけではないことを示唆している。では、「天朝之御危急」を救うという勤王の見地からの理由のほかに、いったいなにが、藩への忠誠という観点において、精忠組の脱藩を正当化するのであろうか？ そのヒントとなるのが、史料1の次の記述である。

前体私共義、六百年以来奉蒙御恩沢、御国家之御為尺寸忠、奉報御厚恩度素懐は勿論、此度新ニ、上様御家督被遊、乍恐於御馬前討死仕申そ、当然之義と奉存候得共、前条之儀ニ就而は、順聖院様御趣意奉汲受候趣

ニ有之、且、青蓮院様、楊明家・尾張侯・水戸侯・福井侯・土佐侯扨より兼々承知仕候事件ニ有之、本邦興亡之大機関、朝廷之御為御義拳之事候間、此期ニ臨ミ悠々罷在候而、御家御忠節之薄厚ニも相拘義ニ而在、得と大小ヲ考、輕重ヲ量リ、右之通決心仕候間、不悪様御披露可被成下候³⁴⁾

藩に対する精忠組の基本的なスタンスに関して、史料1は、「六百年以来」の「御恩沢」をこうむってきた者として、「御国家之御為」に「寸忠」を尽くし、「御厚恩」に報いたいという「素懐は勿論」であると言っている。この「六百年以来」という表現は、島津氏初代忠久が、文治元年（1185）に島津荘（日向・大隅・薩摩3国にまたがった大規模荘園。近衛家領）の下司職に補任された史実、あるいは、建久8年（1197）に薩摩・大隅両国の守護職に任じられた史実などを念頭に置いたものと思われる。また、ここに言う「御国家」とは、文脈上から島津家（藩）のことを指していると考えるのが妥当であろう。島津家の家臣として先祖以来、長年にわたり受けてきた恩義に報いなければならないのは論ずるまでもないとするだけでなく、新たに「御家督」を継いだ「上様」（新藩主島津茂久）の「御馬前」で「討死」することは「当然之義」であるとも述べている。戦の場において主君の馬前で討死するとは、藩の指揮命令系統に従って行動すること、すなわち藩の体制秩序に従うということの比喩的表現であると言えよう。

藩の秩序規範に従うことを「当然之義」としながら、なぜ精忠組は脱藩するのか？ 史料1によれば、「前条之儀」（水戸藩が主導する井伊大老ら「有司一兩人」の「討伐」計画、および、それへの精忠組の参画）については、「順聖院様」（島津斉彬）の「御趣意」を汲み受けたものであり、また、「青蓮院様」（青蓮院門主入道尊融親王、後の中川宮朝彦親王。幕府の内奏により、安政6年2月17日に謹慎処分を受けている）や「楊明家」（正しくは陽明家。近衛忠熙を指す）、「尾張侯・水戸侯・福井侯・土佐侯」などより前々から知らされていたことでもあると言う。そして、「本邦興亡之大機関」である「朝廷」

幕末薩摩藩精忠組の突出脱藩計画にみる忠誠観（工藤）

のために「御義拳」が実行されるというのに、（島津家の家臣として）「此期ニ臨ミ悠々」としては、（朝廷に対しての）「御家」（島津家）の「御忠節之濃厚」にもかかわるので、じっくりと「大小ヲ考、軽重ヲ量」って、「右之通」（「討伐」計画への参加のために脱藩すること）に決心したと言うのである。

すなわち精忠組が、主家への忠誠については当然視していながらも、藩の秩序規範を破ってまでして、独自行動に打って出なければならぬ事情とは、まず、①それが先君島津斉彬の「御趣意」を受け継いだものであるということ、そして、②京都の青蓮院宮や近衛家、および水戸藩などの旧一橋派諸侯とのあいだの信義にかかわるということの2点があげられる。斉彬の「御趣意」とは、前項でみた史料2の記述に従うならば、斉彬が「勤王」という見地から、西洋諸国と対峙するために国内体制を改革することを期して、徳川慶喜を将軍継嗣に擁立しようとしたということを指しているのであろう。斉彬の遺志の承継を標榜する以上は、斉彬と思いを同じくしていた旧一橋派勢力とのあいだの信義は無視できなくなる。そして、井伊大老らとその斉彬の「御趣意」を挫折させたという点からも、彼らを排除しなければならないという結論が、正当なものとして導き出されるのである。

次に、上の2点をふまえて、水戸藩などによって「朝廷」のための「御義拳」が実行されるのに、「此期ニ臨ミ悠々罷在候」ことは「御家御忠節之濃厚ニも相拘義」である、と説かれている。この箇所の変意については上述したが、あらためて確認してみよう。まず「悠々罷在候」の主語となるのは、「罷」という謙讓語が使われていることから考えて、趣意を述べている精忠組自身である。それに対して「御家御忠節」は、先行する「朝廷之御為御義拳之事候」を受けたものである。この「御忠節」とは、「御家」の「朝廷」に対してのそれと考えるべきである。ここから明らかになるのは、精忠組が「御義拳」に参加しなければ、朝廷に対する島津家の「御忠節」の程度が問題とされる恐れがあると、精忠組一同が認識していたということである。すなわち精忠組は、島津家の家臣として、同家（薩摩藩）を代表するかたちで「御

義拳」に参加しようと考えていたと言えよう。前節でみたように、精忠組の中心的存在であった西郷隆盛は、精忠組による突出脱藩の理由は、藩政府が京都守衛のために藩兵を動員することに期待できなくなったためであると述べていたが、精忠組の突出行動とは、藩政府に代わって「朝廷」のために尽くすものであると位置付けられていたことが、この史料1の記述によってよりはっきりとわかる。

精忠組が突出脱藩しなければ、「御家御忠節之薄厚」にかかわることになる以上、藩の体制秩序から逸脱することと、朝廷の危機を無視して主家の名誉が損なわれることとの「大小」「軽重」を比較考量した結果として、精忠組は前者を選択し、後者を回避するという決断をしたと言える。脱藩して井伊大老要撃に加わることは、それが島津家の不名誉の回避につながるという意味において、同家への忠誠行動になるという論理が、ここにあるわけである。この論理は次にみる史料2および史料3においても共通している。史料2は次のように言う。

則形行言上可従国命義、当然之訳御座候得共、(中略)兼而姦賊之余党ヲ以、王地江備置候訳ニ候得は、一日之後ヲ以如何様之□□被為及候茂難奉凶、第一御家之瑕瑾と可相成訳合御座候間、聊御遺志之寸毫奉相継為、□□万分ノ一ヲ奉補度、前後之思慮ニ不暇突出仕候³⁵⁾

史料の焼損のため確実な判読はかなわないが、推測を交えて言葉を補いながら読み解きたい。精忠組は彼らが脱藩を決行せざるを得ない事情の説明として、本来であれば、(井伊大老らの「追討」をめぐる)成行きを藩に報告して「国命」(藩命)に従うのが「当然之訳」であるとしつつも、「姦賊」が「余党」を「王地」に配備しているので、「一日之後」(遅れ)によってどのような危難(か?)³⁶⁾が(朝廷に対して)及ぼされるか予測できず、そのような事態は「御家之瑕瑾」になるものであるから、少しでも斉彬の「御遺志之寸毫」を承継するために、(その斉彬の遺志の?)万分の一を補いたいとして、

幕末薩摩藩精忠組の突出脱藩計画にみる忠誠観（工藤）

後先のことを思慮する時間的余裕がないため突出すると言う。

本来は藩の指揮命令のもとに行動するべきとしながらも、精忠組が脱藩する理由は、朝廷が「姦賊」によって危機的状況にあり、その事態の緊急性を考慮しなければならないためと主張されている。そしてここでも、精忠組が「姦賊」の「追討」に参加することが、「御家之瑕瑾」（島津家の不名誉）の回避につながることを示唆されるのである。次に史料3を見てみよう。

此節は小生等挙義旗候儀は、畢竟先中将君順聖公（島津斉彬）の御遺志を奉継度との趣意に而、天朝の御危難不忍見所より右時宜に及候、尤宰相公（島津斉興）にも、去年九月御下向の砌、大阪（大坂）より近衛殿迄御受書迄御差上相成、右は天聴にも達し居候儀に付而は、此節徒に觀望被為在候而は不相濟儀に而御座候故、我党の少人数を以てなりとも馳登り候はゞ、御国家の御為万分の一助にも可罷成³⁷⁾

まず、史料3においても、突出脱藩が斉彬の遺志の承継をめざしたものであることが強調されている。そして、島津斉興が近衛忠熙へ差し出したという「御受書」については、安政6年9月の西郷隆盛書翰のなかに、京都守衛に関して「若哉の事に付ては如何様共可相尽」と、斉興が忠熙へ回答したとの記述が見られる³⁸⁾。また、この件に関しては、焼損のために前後の記述とのあいだの文脈上のつながりは判然としないものの、史料2にも「急変之処専我人数（焼損）於京師陽明殿ヨリモ一向御委任之趣」³⁹⁾との記述がある。「天朝の御危難」が生じたときは島津家が京都守衛に当たるという話が、天皇の耳にも達している以上、「天朝の御危難」が現出している「此節」において、島津家が「徒に觀望」しては、同家の「天朝」に対する忠誠義務が果たせていないことになる。よって、精忠組が「少人数」であっても上京すれば、「御国家」（島津家）の朝廷に対する忠誠義務履行の「万分の一助」にはなりうる。これが、突出脱藩が「御国家の御為」の行動とされる所以であった。

(3) 諫争としての側面と藩屏概念

精忠組の突出脱藩の企図には、脱藩して井伊大老らの排除の一翼を担うことで、勤王という見地からの島津家の不名誉を回避するという直接的効果を狙った側面のほかに、先行研究が指摘するように、藩主に対して精忠組と同じく島津斉彬の「遺志」を承継するよう要請する諫争としての側面があった。本項ではそのことについて確認する。

前項までの内容を小括すると、突出脱藩の目的は、史料2の表現を借りれば、①「天朝之御危急」を打開し、②「御家之瑕瑾」を回避することにあつたと言える。精忠組にとって、①は朝廷への忠誠、②は主家へのそれに当たる。ただし精忠組による単独行動は、史料3にあるように、「少人数」でのものであるがゆえに、「万分の一助」程度の効果しか見込めなかった。精忠組にとっての理想は、島津家が一体となって斉彬の「遺志」を承継し、朝廷に対して忠節を尽くすことであり、精忠組は突出脱藩の趣意書のなかで、そのことを主家（藩）に対して求める諫言を図った。諫言とは、いうまでもなく主家に対しての忠誠行動の一形態であった。

史料2は、突出脱藩について主家に対し趣意書を提出することの意義に関して、次のように言っている。

卑賤之私共国家重大之機事奉申上、重疊非分之罪恐入候得共、累代奉浴高恩候臣子之情義難黙止素志ニ而、他念無御座候間、如何様被処重刑候共、一同奉甘心候⁴⁰⁾

下級藩士を中心とした「卑賤之私共」が「国家重大之機事」について進言することは「非分之罪」に当たるものの、「累代奉浴高恩候臣子之情義」を黙止できないという素志であつて、ほかに考えがあつてのものではないので、どのような「重刑」に処せられても甘んじて受けると語られているが、精忠組による意見具申は「臣子之情義」に基づく忠誠行為であることが示唆されていると言えよう。では、その主家へのメッセージとはなにか？ 史料1は

幕末薩摩藩精忠組の突出脱藩計画にみる忠誠観（工藤）

そのことを簡潔に次のように言う。

不及奉申上訳而，千万奉恐入次第御座候得共，於御家も大義ニ御基キ，
朝廷之御為メ，即御義応之程，偏ニ奉哀願候，不堪区々之至，奉陳情実
御届申上候⁴¹⁾

「不及奉申上訳而，千万奉恐入次第」であるとしながらも、「御家」（島津家）
に対して、「大義」に基づいて「朝廷之御為メ」に，速やかに行動するよう
に促している。ここでは「朝廷之御為メ」の「大義」については抽象的に語
られているが，これに関連して史料2は次のように言っている。

不被為汚御徳名，明大体正名義，天朝之藩屏ニ被建置候国家タル御職掌
被為尽□□万世不朽之基御開キ，公然明白御処置ヲ以，後世之龜鑑と
可相成様，御裁断被為在度，一同奉懇願候⁴²⁾

ここで精忠組は、「国家」すなわち島津家の存在を、「天朝之藩屏」として
建てられ置かれたものであると規定することで，その「天朝之藩屏」として
の「御職掌」を尽くすよう，藩主に対して「御裁断」を求めている。精忠組
が主家に対して朝廷への忠誠を求める論拠は，この「天朝之藩屏」という概
念にあったことがわかる。ちなみに，この「天朝之藩屏」という概念は当時
にあっては，必ずしも伝統的な政治概念ではなかったのではないかと。周知
のように，藩屏あるいはその類義語（藩翰，藩籬など）に由来する「藩」と
いう呼称は，江戸時代においては公式なものではなかった。はじめは漢学者
らにより使用された「術学的」な用語であったのが，18世紀半ば以降に一
般化したと考えられている⁴³⁾。ただし，青山忠正氏によれば，当初の「藩」
の語は「將軍の藩屏」を意味していた⁴⁴⁾。それが，19世紀以降に「天子の
藩屏」の意味をもつようになり，とくに「仮説的に言えば，天子の藩屏とし
ての「藩」は，天保～弘化期（一八三〇～四八）頃から，（中略）流行する

ようになるのではないか」と言う⁴⁵⁾。また同氏は、「天皇の藩屏」としての「藩」の使用が「急速に」広まったのは、安政期のことであるとも述べており⁴⁶⁾、精忠組の言説は、この現象と軌を一にしたものであったと言える。

精忠組は、新奇な流行語的な概念とも言うべき「天朝之藩屏」を理論的根拠として、主家に対しての諫言に及んだわけであるが、それは、脱藩という非常手段を伴うものであったことを考慮すると、より過激性が高かったという意味で、諫争としての側面が強かったと言えよう。天朝を守護すべき「藩屏」にとって、その職掌が果たせないことは、自らの存在意義を問われることになりかねない事態である。そのような事態は、次にあげる史料3の表現によれば、まぎれもなく「御国家（島津家）の一大事」であった。

天下有志の大小名等、皆一同謀し合せ、東西一時に勃興、彼の姦賊井伊・間部・酒井等を討取り、朝廷の御宸慮を奉靖の忠略致一決候（中略）付而は不日に姦党を誅伐する事は按中に御座候、就而は御国に而已安閑と罷在候ては、異日の御申開きも無之、貴君（町田助太郎）平生御忠誠の心深く、兼而御国家の一大事に被臨候而は、猶忠節御尽可被成御存念は、此の以前より致承知居候に付、形行為御知申上候、就而は御国家之御恥辱不相成様御周旋、平生の御存慮も此節に可有之、此段申上候⁴⁷⁾

史料3の作成者である有馬新七は、「天下有志の大小名等」によって井伊大老ら「姦賊」の「討取り」が決められた以上、「不日に姦党を誅伐する事は按中」なので、ただ「御国」（薩摩藩内）において安閑としていては、「異日の御申開き」もできないとして、町田助太郎（後の久成。1838～97）に対して、「御国家（島津家）之御恥辱」にならないように周旋することを要請しているが、これは、上級藩士身分に属する町田を介して藩上層に働きかける、間接的な主家への諫言であったと考えることもできよう。そして、有馬ら（精忠組成員）が藩地において安閑としていることが「御国家之御恥辱」に連関するという論理は、天皇の「藩屏」という概念を前提にして考えれば、

幕末薩摩藩精忠組の突出脱藩計画にみる忠誠観（工藤）

理解が容易になる。すなわち、「藩屏」である島津家の人間が「姦党」の「誅伐」に加わっていないという事態は、「藩屏」としての存在意義を問われる「御国家の一大事」なのであった。

4. 藩屏概念と精忠組のアイデンティティ認識

前節でみたように、精忠組にとって、主家である島津家は「天朝之藩屏」であった。そして、彼らの自己規定は、先祖以来、代々島津家の「高恩」を浴してきた「臣子」（「累代奉浴高恩候臣子」⁴⁸⁾）であるというものであった。精忠組は、主家を「天朝之藩屏」と規定することによって、はじめて「天朝之御危急」⁴⁹⁾の打開を目的とする脱藩計画を、主家への忠誠行動と位置付けることができたのである。すなわち、精忠組の突出脱藩における藩に対しての忠誠上の意義とは、主として、①島津家の家臣として井伊大老らの排除に参加することで、「天朝之藩屏」たる島津家の名誉を保つ、②島津斉彬の「遺志」を承継するための行動として突出することで、藩主に対して、彼ら精忠組と同様に斉彬の「遺志」を受け継いで、「天朝之藩屏」としての「御職掌」を尽くすよう迫る、という2点であった。

精忠組の突出脱藩計画は、藩主島津茂久の知るところとなり、茂久は父島津久光と相談のうえで、安政6年（1859）11月5日、精忠組に対して自重を促す論書を下付した。その内容は次のようなものであった。

方今世上一統動揺、不容易時節にて、万一時變到来の節は、順聖院様御深意を貫き、以国家可抽忠勤心得に候、各有志の面々、深く相心得、国家の柱石に相立、我等の不肖を輔、不汚国名誠忠を尽呉候様、偏に頼存候、仍て如件

安政六年己未十一月五日 茂久 花押

精忠士面々へ⁵⁰⁾

ここに藩主自らが、「万一時変到来の節」においては、「順聖院様」（斉彬）の「御深意」を貫徹し、朝廷に対して「国家」（島津家）をもって「忠勤」に励む意向であることを言明した。この結果、精忠組が脱藩決行に託して発するつもりであったメッセージが、未然に主家へ伝わったかたちとなり、彼らの理想が現実のものとなる見通しがついたことで、精忠組による独自行動としての突出脱藩の必要性は、論理上解消することとなった。論書の下付を受けて、精忠組は脱藩計画を中止し、血判請書⁵¹⁾を藩へ提出する。

また、精忠組の突出脱藩計画が進行していた時期、薩摩藩内の政治情勢は、9月12日に島津斉興が死去（享年69）した結果、藩政の主導権が藩主茂久の実父久光のもとへと移行しつつあった⁵²⁾。精忠組は大久保利通などが中心となって、久光とのあいだに非公式なコミュニケーション・ルートを構築しており⁵³⁾、現実政治のうえでも、精忠組の政治的意思が藩政指導に反映される展望が開きつつあったのである。

本論の最後に有馬新七「都日記」(安政5年9月9日条)の記述を見ることで、精忠組における政治思想としての藩屏概念と、彼らのアイデンティティ認識について再確認したい。まずは、諸大名と朝廷とのあいだの忠誠上の関係性についての有馬の考えを引用する。

各国の大名達よ、能く皇国の皇国たる所以の根元を弁へ、斯く各々国々を所領り、官位を授りしも、悉く朝廷の御恩頼に依れる深き御恵を、誠実に畏み辱み、骨髓に徹りて思ひ奉り、いかで此の深き大御恵に報い奉らばではと、一日も忘れ奉らず、黒心なく丹心以て仕奉り、自ら皇国の御楯ともなりて、荒びなす奸賊等をば速に征伐て、御代を鎮め固め、夷狄を攘除て、主上の宸襟を一日も早く靖め奉りて、皇威を海外に振り奉らむものぞと、雄々しき猛き倭心を振起して、夜の守り昼の守りに堅確く、朝廷に仕へ奉らむぞ、臣子の誠の道にぞ有りける。(中略)ゆめ征夷府有るのみを知りて、朝廷の深き大御恵を忘れ、女々しき心に引かれ、己れが身の榮華をのみ思ひて、君臣の大義を廢失ひ、朝廷の御危難

幕末薩摩藩精忠組の突出脱藩計画にみる忠誠観（工藤）

をば猶予て勿望観そ⁵⁴⁾。

「各国の大名達」は「皇国の御楯」であるとは、国学的表現による「天朝之藩屏」の言い換えであると言えよう。「皇国の御楯」として「朝廷の御危難」を傍観せず、「奸賊等」を「征伐」しなければならないという記述が、突出脱藩の趣意書の内容と符合することが理解できるであろう。次に、各大家名家の家臣において、朝廷と大名という2つの忠誠対象との関係性は、いかなるものになるのかを説明する記述である。

各国の主達の臣等も、朝廷より看行し坐す時は、悉く朝廷の臣民ならさる者は無ければ、朝廷を崇敬ひ奉りて、其が主人を輔佐て、朝廷の御為に忠勤有らしめむぞ、家臣の道なりかし、然れば、朝廷は大君臣に坐して、其が主は小君臣なれば、事の変に臨みては、軽重大小の差別を能く詳に弁めて、重大を執りて軽少を捨つることも有るべき事なり、此等の義は、臣子のはやく明らめ弁め置かずしては、得有るまじき事なり⁵⁵⁾

朝廷との関係性は「大君臣」、各大名とのそれは「小君臣」と規定されている。両者は矛盾する関係にあるわけではなく、前者が後者を包摂するかたちで有機的に結び付いていると理解することができよう。ただし、事態によっては、両者のあいだの「軽重大小の差別」が問題とされるのであって、「軽重大小の差別を能く詳に弁めて、重大を執りて軽少（小）を捨つる」という記述は、突出脱藩の趣意書（史料1）における「得と大小ヲ考、軽重ヲ量り」⁵⁶⁾と符合している。

上に示されているような思想のもとに、突出脱藩の論理が構築されたことが明らかになるのであるが、この「都日記」の記述を借りて、突出脱藩の忠誠上の意義を表せば、それは「其が主人を輔佐て、朝廷の御為に忠勤有らしめむ」とする「家臣の道」の実践であったとすることができよう。

むすび

精忠組は脱藩というかたちで藩の秩序規範からの逸脱を図ったものの、そのことは彼らの認識においては藩（主家）への反逆を意味しなかった。精忠組は、大老井伊直弼の政治姿勢について、朝廷の意向を尊重せず専横を極めていると認識しており、井伊たちによって朝廷は危機的状况にあると考えていた。そのような事態は、主家である島津家を「天朝之藩屏」と規定している精忠組にとって、主家が「藩屏」としての職掌を全うしていないことの現れであり、「天朝之藩屏」たる島津家の名誉にかかわると認識された。そして、井伊らの排除計画が進行するなかで、藩政府が主体的行動を起こすことが期待できない状況にあって、精忠組は独自の判断のもとに井伊大老要撃計画への参加を決める。その決断は、「天朝之藩屏」であるべき主家の「恥辱」（不名誉）を回避しなければならない、という意志のもとになされたものであった。突出脱藩がそのような目的のもとで実行される限りにおいて、精忠組は脱藩という秩序からの逸脱行為を主家への忠誠行動として正当化したのであった。

また精忠組は、主家が「天朝之藩屏」として主体的に行動することを念願し、自らの突出脱藩を藩への意見具申の手段としても位置付けていた。すなわち突出脱藩は、主家への諫争という忠誠行動の一形態としても正当化されていた。

精忠組は、朝廷の存在を主家（藩）の上位に置き、そのことを突出脱藩の前提要件とした。ただし、主家である島津家は、たんに朝廷の下位にあるというわけではなく、朝廷を守護する「藩屏」として存在するべきものであった。精忠組は突出脱藩の意図において、「天朝之藩屏」たるべき主家の不作為を暗に批判し、主家に対して「藩屏」としての自己の存在証明を要請したのであった。突出脱藩計画とは、「天朝之藩屏」たる島津家という理念を前提とした行動計画であり、精忠組にとって島津家の存在は、すでに絶対的な

幕末薩摩藩精忠組の突出脱藩計画にみる忠誠観（工藤）

ものではなく、朝廷との関係性のなかで相対化されていた。しかしながら、ここで注意すべきは、精忠組の藩への帰属意識は依然として確固としたものであったということである。そのことは、脱藩という行為をわざわざ主家への忠誠行動に読み換えようとする、彼らの言説のなかに表れていよう。彼らはあくまでも「天朝之藩屏」である島津家の家臣であったのである。精忠組の成員であった吉井仁左衛門（友実。1828～91）の言を借りれば、彼らの突出脱藩計画とは、「天朝之御為且御国家（島津家）之御為」⁵⁷⁾の行動計画という二重の性格を併せ持つものであった。

註

- 1) 精忠組が近代国家形成に貢献した多くの人物を輩出したことを象徴的に示す例として、「薩藩同志者姓名録」（安政6年作成、日本史籍協会編『大久保利通文書一』所収、東京大学出版会、1967年覆刻、32～34頁）に記載されている名前のなかから、明治17年（1884）の華族令の制定以後、国家への功労を認められて華族に列せられた者をあげれば、次のようになる。岩下佐次右衛門（方平／子爵）、有村俊斎（海江田信義／子爵）、吉井仁左衛門（友実／伯爵）、伊地知竜右衛門（正治／伯爵）、税所喜三左衛門（篤／子爵）、本田弥右衛門（親雄／男爵）、奈良原喜八郎（繁／男爵）、野津七次（道貫／侯爵）、西郷竜庵（従道／侯爵）、高崎猪太郎（五六／男爵）、仁礼源之丞（景範／子爵）。
- 2) 有村次左衛門は3月3日の襲撃実行に加わり、井伊直弼の首級を挙げるが、重傷を負い自決した。有村雄助は襲撃の成功を受けて江戸から京都へ向かう途中、伊勢国四日市で江戸薩摩藩邸の追手に捕縛され、国許へ護送されたうえで、同月23日藩命により自刃した。
- 3) 佐々木克『幕末政治と薩摩藩』（吉川弘文館、2004年）第一章、参照。
- 4) 鈴木暎一「水戸藩尊攘派の思想と行動——激・鎮両派の対立をめぐって——」（同『水戸藩学問・教育史の研究』所収、吉川弘文館、1987年）、本郷隆盛「幕末水戸藩における『激派』の成立過程とその論理——戊午の密勅をめぐる忠誠観の相剋——」（『宮城教育大学紀要』第28号、第1分冊、人文科学・社会科学、1994年）。
- 5) 池田清「明治維新における体制の構想——大久保利通の場合——」（篠原一・三谷太一郎編『近代日本の政治指導』所収、東京大学出版会、1965年）77頁、参照。
- 6) 同上、78頁。

幕末薩摩藩精忠組の突出脱藩計画にみる忠誠観（工藤）

- 7) 丸山眞男「忠誠と反逆」（同『忠誠と反逆』所収、ちくま学芸文庫、1998年。初出は1960年）。同氏は、日本の封建的主従関係における「臣、臣たらざるべからず」という観念が、「無限の忠誠行動によって、君を真の君にしてゆく不漸のプロセス」としての主君への「諫争」を武士に促すことになり、「忠誠が真摯で熱烈であるほど、かえって、「分限」をそれぞれまもる形での静態的な忠誠と、緊急の非常事態に際して分をこえて「お家」のために奮闘するダイナミックな忠誠とが、生身をひきさくような相剋をひとりの魂のなかにまきおこすのである」と説く（25～27頁、参照）。
- 8) 池田敬正「薩摩藩と寺田屋の変」（『日本史研究』87号、1966年）6頁。
- 9) 平良聡弘「大久保利通——政治参画と国事周旋——」（笹部昌利編『幕末維新人物新論』所収、昭和堂、2009年）145頁。
- 10) 拙稿「大久保利通の「突出」の論理と藩への忠誠」（『国士館大学大学院政経論集』第11号、2008年）。
- 11) 薩摩藩の内訌についての詳細は、『鹿児島県史』第二巻（鹿児島県著作・発行、1940年）274～291頁、芳即正『島津斉彬』（人物叢書、吉川弘文館、1993年）42～71頁、参照。
- 12) 「島津斉彬公幕府への建議」（安政4年12月25日付、大川信義編『大西郷全集』第一巻所収、大西郷全集刊行会、1926年）91頁、参照。
- 13) 7月5日に徳川斉昭が急度慎、尾張藩主徳川慶恕（後の慶勝）および越前福井藩主松平慶永が隠居・急度慎、徳川慶喜が登営停止の処分を受け、翌6日に水戸藩主徳川慶篤が登営停止処分を受けた。
- 14) 「月照への書」（安政5年8月11日付、『大西郷全集』第一巻所収）102～103頁、「日下部、堀への書」（同年9月17日付、同書所収）116～118頁、参照。斉興は幕命のない藩兵動員には消極的であったが、結果的に西郷の働きかけに応じて、帰藩途中の江戸藩邸警備兵の大坂駐留を認めた。
- 15) 「日下部、堀への書」（註14）118～119頁、参照。
- 16) 佐々木前掲書（註3）33～37頁、参照。
- 17) 「長岡監物への書」（安政5年12月19日付、『大西郷全集』第一巻所収）126～127頁。
- 18) 「大久保正助への答書」（安政6年正月2日付、同上書所収）138頁、参照。
- 19) 同上、137頁。
- 20) 同上、138～139頁、参照。
- 21) 同上、139頁、参照。
- 22) 同上、140～141頁。
- 23) 「正成下向兵庫事」（太平記巻第十六所収、後藤丹治・釜田喜三郎校注『太平記二』日本古典文学大系35、岩波書店、1961年）151頁、参照。

幕末薩摩藩精忠組の突出脱藩計画にみる忠誠観（工藤）

- 24) 『維新史料綱要』巻三（東京大学出版会，1966年覆刻）153頁，参照。ただし，この時は水戸側が慎重であったため，提携はならなかった。
- 25) 第2次突出脱藩計画に関する事実経過については，佐々木前掲書（註3）38～42頁，参照。
- 26) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 玉里島津家史料一』（鹿児島県，1992年，以下『玉里島津家史料一』と略記）198～199頁，参照。
- 27) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 大久保利通史料一』（鹿児島県，1988年，以下『大久保利通史料一』と略記）14～15頁，参照。引用文の小カッコ内は工藤による（以下，とくに注記しない限り同じ）。
- 28) 同上，15頁，参照。
- 29) 同上，同頁，参照。条約調印の勅許を奏請した老中堀田正睦に対して，安政5年2月23日に提示された勅答（武家伝奏通達）は，次のようなものであった。

今度之一条不容易，奉神宮始，御代々へ被為対候ても，可有如何哉，深被悩慮候，到此期候てハ，人心之居合，国家之重事ニ候間，三家以下諸大名之赤心被聞召度思召候，今一応被下台命，各所存被書取，被入覧候様，宜御取計有之度皆可申入様，関白殿・太閤殿被命候事（東京大学史料編纂所編『大日本古文書 幕末外国関係文書之十九』東京大学出版会，1972年覆刻，399頁）
- 30) 『玉里島津家史料一』199頁。
- 31) 『大久保利通史料一』15頁。
- 32) 渡辺盛衛編著『有馬新七先生伝記及遺稿』（海外社，1931年）355頁。
- 33) 『大久保利通史料一』14頁。
- 34) 『玉里島津家史料一』199頁。
- 35) 『大久保利通史料一』15頁。
- 36) 推測の根拠は，史料3の「天朝の御危難」という表現に基づく（『有馬新七先生伝記及遺稿』355頁，参照）。
- 37) 『有馬新七先生伝記及遺稿』355頁。
- 38) 「日下部，堀への書」（註14）116頁，参照。
- 39) 『大久保利通史料一』15頁。
- 40) 同上，14頁。
- 41) 『玉里島津家史料一』199頁。
- 42) 『大久保利通史料一』15頁。なお，『大久保利通文書一』29頁を参照して，テキストの一部を修正した。
- 43) 渡辺浩『東アジアの王権と思想』（東京大学出版会，1997年）8～9頁，参照。
- 44) 青山忠正『近世に「藩」はあったか』（同『明治維新の言語と史料』所収，清文堂出版，2006年）5～6頁，参照。

幕末薩摩藩精忠組の突出脱藩計画にみる忠誠観（工藤）

- 45) 同上，9～11頁，参照。引用文の小かっこ内は原著者による。
- 46) 青山忠正『日本近世の歴史6 明治維新』（吉川弘文館，2012年）4頁，参照。
- 47) 『有馬新七先生伝記及遺稿』355頁。
- 48) 註40に同じ。
- 49) 註33に同じ。
- 50) 『大久保利通文書一』39～40頁。
- 51) 「藩主への請書草按」（安政6年11月6日付，『有馬新七先生伝記及遺稿』所収）355～356頁，参照。
- 52) 佐々木前掲書（註3）15～22頁，芳即正『島津久光と明治維新』（新人物往来社，2002年）47～54頁，参照。
- 53) 佐々木前掲書（註3）28～30頁，佐々木克「大久保利通と囲碁の逸話」（明治維新史学会編『明治維新の新視角』所収，高城書房，2001年）参照。
- 54) 『有馬新七先生伝記及遺稿』297～298頁。下線は工藤による。
- 55) 同上，298頁。
- 56) 註34に同じ。
- 57) 「吉井仁左衛門より父への書翰」（安政6年9月付，『大久保利通文書一』所収）31頁。